

利益相反管理方針の概要

バークレイズ証券株式会社

1. 目的

幅広い商品・サービスを幅広く多様な顧客に提供しているバークレイズ・グループ（以下「当社グループ」といいます。）においては、ある顧客の利益が他の顧客の利益と相反する、又は、特定の顧客の利益が当社の利益と相反するような状況が時折生じることがあります。

こうした状況の中で、バークレイズ証券株式会社（以下「当社」といいます。）においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当社は、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）上の有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者ですが、これらの法令に基づく利益相反管理体制の整備において求められる利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を策定いたしました。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社又は当社グループが行う取引のうち、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

利益相反は、①当社又は当社グループと顧客の間の利益相反、若しくは②当社又は当社グループの顧客と他の顧客との間等で生じる可能性があります。

「顧客」とは、当社の行う「金融商品関連業務」に関して、①既に取引関係のある顧客、又は、②取引関係に入る可能性のある顧客をいいます。

「金融商品関連業務」とは、①当該証券会社の行う金融商品取引業及び金融商品取引法35条1項に規定する金融商品取引業に付随する業務をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の類型・判断基準

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまで「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって直ちに「利益相反のおそれのある取引」となるわけではないことにご注意ください。なお、必要に応じ、将来の追加・修正がありうることにご注意下さい。

- ① 当社と顧客の間の利益相反関係。当社が自己の利益を顧客の利益に優先させた場合
- ② 顧客間の利益相反。当社が特定の顧客又は顧客グループの利益を他の顧客の利益に優先させた場合

- ③ 社員と顧客間の利益相反。当社の社員あるいは外務員が自己の利益を顧客の利益に優先させた場合
- ④ グループ内の利益相反。当社の従事する業務が、バークレイズ・グループ内の他の業務分野の利益と相反する可能性がある場合

なお、当社は、金融商品取引法上その他の法令上の禁止行為のうち、「利益相反のおそれのある取引」に該当するものについては、既存の法令等遵守体制に従い管理を行います。また、利益相反に該当するか否かの判断において、当社及び当社グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も考慮いたします。

(3) 具体例

「利益相反のおそれのある取引」の主な取引例としては、以下に掲げるもの及びこれらに類する取引が考えられます。ただし下記はあくまで例であり、利益相反のおそれのある取引のすべてではありません。

- 顧客に対し資金調達や M&A に係る助言等を提供する一方で、当該顧客に対するプリンシパル投資、当該顧客から資産の購入その他の取引を行う場合
- 競合関係又は対立関係にある複数の顧客に対し、資金調達や M&A に係る助言等を提供する場合
- 顧客に引受け又は有価証券発行に関する助言等を行いながら、他の顧客に当該有価証券の取引の推奨を行う場合
- 有価証券に係る顧客の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合
- 自社発行の有価証券又は自己勘定において保有する有価証券を、顧客に推奨・販売する場合
- 関係会社が発行又は組成する有価証券を、顧客に推奨・販売する場合又は自己が運用を受託している顧客の資産に組入れる場合。更に、これらについて自己バック・ファイナンスを行っている場合（当社グループ会社との利益相反の可能性についてタームシート等で明示している場合を除く）
- 広範なサービスを提供する金融機関において、取引の内部化が行われる場合（定例的な取引で、通常の市場価格のレベルで行われるものを除く）
- 他社の役員その他会社の経営方針の決定に重要な影響を与えることのできる地位にある従業員を擁している時に、当該会社の発行する有価証券に係る取引を行う場合
- 当社又は当社関係者の従業員が、顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む。）の供給を受ける場合

(4) 利益相反のおそれのある取引の特定等のプロセス

取引毎に、「利益相反のおそれのある取引」等を特定するための基本体制は、利益相反管理統括部署が運営管理する利益相反承認プロセスによります。

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社は日本の金融商品取引法に基づき当社に加え、バークレイズ銀行東京支店、バークレイズ投信投資顧問株式会社ならびにバークレイズの海外関連会社が行う取引についても利益相反管理の対象といたします。

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることにより当該顧客の保護を適正に確保いたします（次に掲げる方法はあくまで例であり、下記の措置が採られるとは必ずしも限りません。）。

- 顧客への事実の開示
- 部門間の分離
- 他の取引と同一条件の取引をすること
- 一方の取引の中止
- その他の方法

5. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部署の設置

当社のコンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、利益相反管理統括部署は、「利益相反のおそれのある取引」の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

(2) 利益相反管理統括部署の職責

利益相反管理統括部署は、業務担当部署から独立した立場で、「利益相反のおそれのある取引」を特定するとともに、「利益相反のおそれのある取引」に関する適切な利益相反管理の実施を当社等の業務担当部署に対して指示いたします。

利益相反管理統括部署は、特定・管理した「利益相反のおそれのある取引」をマネジメント・コミッティーへ報告いたします。ただし、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事項については、速やかにシニア・マネジメントに報告いたします。

また、定期的に又はその都度「利益相反のおそれのある取引」の利益相反管理状況等の報告を受け、適切な管理が行われているかを検証し、必要に応じて、利益相反管理に係る手続や利益相反管理体制の見直しを行います。

顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合は、必要に応じて、当社の業務担当部署に対する適切な利益相反管理の実施指示、「利益相反のおそれのある取引」の見直し等を行います。

当社の役職員に対し、本方針及び利益相反管理規程を踏まえた利益相反の管理について研修を定期的実施し、「利益相反のおそれのある取引」の管理についての周知徹底いたします。

(3) 記録・保存

「利益相反のおそれのある取引」の特定及び管理方法の選定を行った場合、当社はその措置について記録し、作成の日から5年間保存します。

(4) 検証

当社は、利益相反管理の方法についての検証を行います。

平成 28 年 9 月 13 日